

新型コロナウイルスに関する注意喚起（第15報）：

当地における感染状況等（3月24日現在）

●本日現在の当地（DC, MD, VA）における新型コロナウイルスの感染状況をお知らせします。

●各州政府の主な措置等についてお知らせします。

1. 本日（3月24日）20時現在の当地における感染者数は以下のとおりです。

（1）ワシントンDC：183名（死亡2名）

（2）メリーランド州：349名（死亡3名）

◎地域別感染者数はこちら

<https://coronavirus.maryland.gov/>

（3）バージニア州：290名（死亡7名）

◎地域別感染者数はこちら

<http://www.vdh.virginia.gov/coronavirus/>

2. 各州政府の措置等

（1）ワシントンDC

ア 本日、ボウザー市長は、集会規則を修正し、新たな措置を発表しました。

（主な内容）

・ 基幹的でないビジネス【市長令 I. 9. a.】の営業停止（3月25日午後10時～） 例：ツアーガイド、小売服店、美容院、理髪店、ジム、映画館等

・ 継続すべき基幹的ビジネス【市長令 IV. 1】であっても対面ビジネスを行なう場合は6フィート以上の間隔をあけることを遵守

・ 10名以上が同時に一つの部屋または密閉空間に集まる集会を禁止（発効済）【市長令 IV. 3】

・ 違反した場合、制裁、罰金、罰則、免許の一時停止・失効含む民事、刑事、行政罰に科される

※上記規則は4月24日まで有効

◎本日修正された市長令

https://coronavirus.dc.gov/sites/default/files/dc/sites/mayormb/release_content/attachments/Mayor%27s%20Order%202020-053%20Closure%20of%20Non-Essential%20Businesses%20and%20Prohibiti...pdf

イ 車両管理局（DMV）等

・ DMV カスタマー・サービス・センターの閉鎖（対人サービスの停止）（3月25日～4月27日）

・3月1日から4月28日の間に期限が到来する（DMV発行の）運転免許証，身分証明書，車両登録，車検，交通違反金の支払い等は，5月15日まで期限延期（オンライン・サービスは継続）

・消費者・規制局（DCRA）および交通局（DDOT）における対人サービスを停止（3月25日～）

◎詳しくはこちら

<https://coronavirus.dc.gov/release/district-closes-person-customer-service-centers-protect-residents-and-government-workers>

ウ DCメトロ（WMATA）

（先週から閉鎖となった Smithsonian 駅および Arlington Cemetery 駅に加え，）17の駅を3月26日から閉鎖 ◎詳しくはこちら

<https://wmata.com/service/status/details/COVID-19.cfm#main-content>

（2）メリーランド州

本日，ホーガン知事は，ラジオインタビューにおいて，K-12（義務教育課程）学校の休校措置に関する決定を間もなく行なう旨，州の教育長が地域のリーダー達とオンライン学習や指導方法について議論している旨言及しました。

（3）昨日（3/23）の領事メールにて，連邦およびワシントンDCにおける税の申告・納付期限延長について触れましたが，メリーランド州およびバージニア州においても期限延長について発表しています。

◎メリーランド州

<https://www.marylandtaxes.gov/schedule/covid.php>

◎バージニア州

<https://www.tax.virginia.gov/coronavirus>

（注）連邦・各州政府の措置等についても，できる限り正確な情報を記載するよう努めておりますが，ご自身に関係する事項については，米側当局が提供する情報に依拠してください。

3. 上記のほかにも，連邦・州・地方政府（郡，市など）レベルで感染拡大を抑制するための各種措置がとられています。在留邦人の皆様におかれては，引き続き連邦・州・地方の関係当局が発信する情報や報道等により最新情報を把握するとともに，感染予防に努めてください。なお，新型コロナウイルスの感染・疑いがある旨診断された場合は，当館（領事班）まで御一報願います。

4. 当館ホームページに新型コロナウイルス関連情報を掲載しました。感染予防や関連の措置，渡航情報等に関する情報収集の一助としてご活用ください。

◎当館 HP（新型コロナウイルス関連情報）

https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/covid-19.html

5. 当館では、領事業務担当職員の感染予防をより一層徹底し、領事窓口の機能を引き続き維持するとともに、領事窓口を来訪される皆様の健康を確保するための措置として、3月18日以降、当館領事班の人員体制を縮小しています。お急ぎでない手続きについては、ご来館の時期を再検討願います。

◎当館領事窓口をご利用予定の皆様へ（お願い）

<https://www.us.emb-japan.go.jp/j/download/20200316importantmessagecovid19.pdf>

■在アメリカ合衆国日本国大使館

住所：2520 Massachusetts Avenue N.W., Washington D.C., 20008, U.S.A.

電話：202-238-6700（代表）

HP：https://www.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html